



きずな

令和7年8月号
特別養護老人ホーム
ユニット型特別養護老人ホーム
鳳鳴苑

<http://www.fukuhoukai.jp/>



戸出七夕まつりへ行ってきました！
短い時間ではありましたが
ドライブを楽しんでいただきました♪



お父さんに会いたいなあ～



本館面会室前に七夕を設置しました！
皆様の願いが叶いますように・・・



行事予定

9月

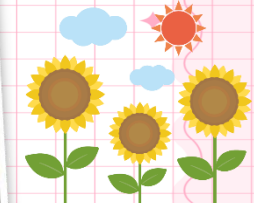
24(日) 夏祭りin鳳鳴苑
29(金) 火災訓練
お誕生日会

8月

ユニットにて

9日(火) 法話会
18日(木) 敬老の集い
お誕生日会
各ユニットにて

南星中学校の生徒さんより
暑中見舞いが届きました！



今日は何の日？
～海の日献立～7月18日(金)



メニュー
・シーフード
カレー
・かに玉スープ
・たらこの竜田揚げ
・海ゼリー

8月お誕生日のみなさま

子浦 典子様 清水 豊子様
名越 多美子様 小川 丕佐美様



成年後見制度について

生活相談課

成年後見制度とは…？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方々の財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）の契約に関して支援・保護する制度です。

※成年後見制度は利用をすると途中でやめることはできません。途中でやめようと生活を守ってくれる人がいなくなるためです。利用する際は途中でやめることができないということをよく考えて利用しましょう。

後見制度の種類

☆任意後見制度

判断能力が十分でなくなったときのために、前もって本人が代理人（任意後見人）を選ぶ制度。

本人は、判断能力があるうちに任意後見人と任意後見契約を結びます。

☆法定後見制度

判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所が成年後見人等を選ぶ制度です。

判断能力の程度により、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類があります。

対象となる方

「補助」：判断能力が不十分な方

「保佐」：判断能力が著しく不十分な方

「後見」：判断能力が欠けているのが通常の方



後見人にしてもらえることは…

福祉サービスの手続きや契約が
難しくて分からない…

→後見人が分かりやすく説明してくれたり、代わりに手続きや契約をしてくれたりします。

よく分からないままいらないものを買わされそうになる…
→買うか買わないかどうか一緒に考えてくれます。
もし、間違って買ったときは買わなかったことにしてくれます。

お願いすることができない手伝いもあります

- ・食事を作る
- ・掃除をする
- ・日用品の買い物を代わりにする など

契約書



利用したいときは

まずは地域の相談窓口相談（社会福祉協議会、地域包括支援センター、権利擁護センター）

その後→所在地にある家庭裁判所に後見等の開始の審判を申し立て

・申し立てができる人⇒本人、配偶者、4親等内の親族、市長、検察官など

・申し立て手数料：800円 登記手数料：2,600円

成年後見人の決定 選ばれる人：配偶者、親族、法律や福祉の専門家

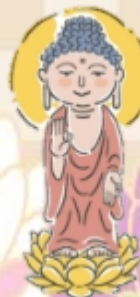


法話会

智徳寺 吉井慶成住職にご来苑いただきました。



南無阿弥陀仏



基本理念

- 一、高齢者の生活と人権を尊重し、公正で開かれた施設運営に努めます。
- 二、高齢者が地域で安心して生活を送ることができるよう施設となるように努めます。
- 三、施設は、利用者の社会生活の場として位置づけ、安全で安心した日常生活を送ることができるよう環境づくりに努めます。
- 四、職員は、常に満足いただけるサービスが提供できるように励み、地域社会活動にも積極的に関わり、地域から求められる施設となるように努めます。